

ローカル・ゼブラ創出支援セミナー実施業務企画提案コンペ実施要領

(趣旨)

第1条 令和7年5月に関西学院大学が三田市内に開設したインキュベーション施設（Spark Base）との連携を図り、新たな企業や新事業の創出を促進するため、阪神北起業・創業等支援機関連携会議を開催するとともに、阪神北地域の特性を踏まえ、ローカル・ゼブラ企業（社会課題解決型企业）の創出を促進する。

まずは、阪神北地域に眠る資源や価値を掘り起こし、その活用を図り、そして新たな価値を生み出すローカル・ゼブラ事業への参入気運を醸成するための「ローカル・ゼブラ創出支援セミナー実施業務」を委託するためのプロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 応募者 プロポーザルに応募した者をいう。
- (2) 当選者 応募者の中から業務の委託予定者を決定した者をいう。

(募集要領の作成)

第3条 県はプロポーザルを実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した募集要領を作成するものとする。

- (1) プロポーザルの実施の目的に関すること。
- (2) プロポーザルに応募することができる者の資格に関すること。
- (3) プロポーザルへの応募の手続に関すること。
- (4) 募集要領の内容についての質疑の手続に関すること。
- (5) 応募に関する図書（以下「応募図書」という。）の種類及び著作権の帰属、提出した応募図書の取扱方法等に関すること。
- (6) 応募に要する費用に関すること。
- (7) 当選者の選定の方法及び発表に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、プロポーザルの実施に必要な事項

(募集期間)

第4条 県は募集期間として、プロポーザルの募集を開始した日から起算して14日以上
の期間を設けるものとする。

(質疑の通知)

第5条 県は第3条第4号の質疑の内容がプロポーザルに応募しようとする者に周知しなければならないものであると認めるときは、当該者全員にその内容を通知するものとする。

(応募図書)

第6条 プロポーザルに応募しようとする者は、県が別に定める期限までに、応募図書を提出しなければならない。

- 2 応募図書の著作権は、応募者に帰属するものとする。
- 3 応募図書は非公開とする。
- 4 県は、提出された応募図書を応募者に返却しないものとする。

(審査委員会の設置)

第7条 県は応募者のうちから業務を委託する相手方を選定するため、審査委員会を設置する。

- 2 審査委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(当選者の決定)

第8条 県は、審査委員会の審査の結果に基づき、当選者を決定するものとする。

(当選者の通知)

第9条 県は、前条の規定による決定をしたときは、応募者全員に当選の可否を文書で通知するものとする。

(事務の所掌)

第10条 この要領の実施に関する事務は、阪神北県民局県民躍動室地域振興課が所掌するものとする。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか、プロポーザルの実施に関して必要な事項は、阪神北県民局県民躍動室長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年7月31日から施行する。